

第 33 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 2 年 3 月 25 日（水）
- 2 開閉時間 午後 4 時 00 分開会 午後 5 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 小原孝志 2 番 小野寺昭一 3 番 鈴木英博 4 番 佐藤美頭雄
5 番 佐々木辰善 6 番 寺崎秀子 7 番 相澤峰基 8 番 森脇豊仁
9 番 小川一也 10 番 山崎禎彦 11 番 斉藤哲子 12 番 北村浩光
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、神田主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 1 番 小原孝志、2 番 小野寺昭一
- 9 議事内容
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 3 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第 4 号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の要請について
議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 33 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 14 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、1 番委員、2 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 5 報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」までが報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」でございます。
相続による農地取得の届出がありましたので報告します。
議案 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 13 番、14 番の 2 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。
位置図は 5 頁、6 頁に載せてありますので、ご確認願います。

続きまして、議案 8 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」でございます。
農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。
議案は 9 頁、10 頁をご覧ください。
番号が 3 番の 1 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者については記載のとおりです。
3 番について、転用の目的は、店舗等の設置のためで、店舗 128 m²、駐車場 299 m²です。
所有権の移転先は、有限会社まるえいストアーです。
転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
また、転用の理由についても、店舗の設置、駐車場の確保であることから、基準を満たすものと判断します。
また、位置図については 11 頁に載せてありますので、ご確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 12 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。

農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。

議案 13 頁、14 頁をご覧ください。

番号が 31 番、32 番の 2 件の申請がありました。

続きまして、議案 16 頁をご覧ください。

報告第 4 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 17 頁をご覧ください。

先ほど、報告第 3 号で意見した更新による 2 件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 18 頁をご覧ください。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 19 頁、20 頁をご覧ください。

番号が 62 番から 66 番までの 5 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各番号の各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認について

ては、62 番から 66 番まで全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

説明は以上です。

議長

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長

無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員

全員挙手

議長

はい、それでは議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第 7 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹

それでは、議案 22 頁をご覧ください。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

農地法第 3 条の規定に基づき、農地等の賃貸借に係る許可の可否について審議を求めます。

議案は 23 頁、24 頁をご覧ください。

番号が 16 番から 19 番までの 4 件の許可申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、経営地、契約の種類、住宅からの距離、賃貸料につきましては、議案に記載のとおりです。

位置図は 25 頁から 29 頁までに載せてありますのでご確認願います。

16 番、17 番、18 番については、貸主が高齢により耕作が困難であり、借主の経営規模拡大に係る農地の賃貸借です。

19 番については、自社農場での原料を確保するため、賃貸借する案件です。

16 番の取得する農地にはとうきびを作付けする計画になっています。

17 番、18 番は、水稻を作付けする計画になっています。

19 番は、トマトを作付けする計画になっています。

農地法第 3 条の許可要件については、議案 30 頁から 33 頁までの調査書のとおりで、調査の結果としては要件を満たしているとの判断をしました。

説明は以上です。

議長

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員

無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第8議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案34頁をご覧ください。
議案第3号「農用地利用集積計画の要請について」でございます。
農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により農用地利用集積計画を定めることについて審議を求めるものでございます。
議案は35頁、36頁をご覧ください。
番号が25番から31番までの7件でございます。
売買による集積で、所有権を移転する農用地の所在、地番、現況地目、面積、所有権を移転する者並びに所有権の移転を受ける者の住所、氏名、経営地、所有権の移転時期、対価、対価の支払方法、対価の支払時期、引渡し
の時期は議案の記載のとおりです。
位置図は、37頁から43頁に、調査書は、44頁から50頁に載せてありますのでご確認願います。
この案件の26番につきましては、14番委員が議事参与の制限を受ける案件となっております
また、あっせん案件でございますので、あっせん委員さんより補足説明をお願いします。

議長 補足説明をお願いします。
25番です。

13番委員 1月10日から2月21日まで、あっせん回数3回で成立しています。
反当が田は230,000円、畑が80,000円で成立しています。

議長 26番です。

2番委員 2月22日から2月28日まで、あっせん回数3回で成立しています。
総額1,600,000円で成立しています。

議長 27番です。
1月29日から3月3日まで、あっせん回数4回で成立しています。
反当228,000円で成立しています。
28番です。
1月29日から3月6日まで、あっせん回数4回で成立しています。
総額1,900,000円で成立しています。
29番です。
3月6日から3月19日まで、あっせん回数7回で成立しています。
総額4,800,000円で成立しています。

30 番です。

7 番委員 田としては難しい場所でしたが、隣接した農地を耕作している方が買うことになり、評価通りの総額 1,800,000 円で成立しています。

議長 31 番です。

5 番委員 3 月 7 日から 3 月 24 日まで、あっせん回数 5 回で成立しています。反当が田は 160,000 円、畑が 60,000 円で成立しています。

議長 議事参与の案件がありますので、まず 26 番について審議したいと思います。

私の案件ですので、退席します。

13 番委員 26 番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

13 番委員 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

26 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

13 番委員 はい、それでは 26 番の案件について認めると決定しました。

議長 着席

残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残りの案件について認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第 9 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 52 頁をご覧ください。

議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案が 53 頁から 56 頁までになります。

番号が 51 番から 57 番までの 7 件でございます。

51 番、53 番、56 番については、契約期間満了による更新になっており、52 番、54 番、55 番、57 番については、借主の規模拡大による賃貸借です。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、57 頁から 63 頁に、調査書は、64 頁から 70 頁に載せてありますのでご確認願います。

また、この案件の 51 番につきましては、7 番委員が、54 番、55 番につきましては、12 番委員が、57 番につきましては、5 番委員が議事参与の制

限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

議長 議事参与の案件がありますので、まず 51 番について審議いたします
7 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 51 番について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。
51 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 51 番の案件について認めると決定しました。

7 番委員 着席

議長 続いて 54 番、55 番について審議いたします。

12 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 54 番、55 番について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

54 番、55 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 54 番、55 番の案件について認めると決定しました。

12 番委員 着席

議長 続いて 57 番について審議いたします。

5 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 57 番について審議いたします。
質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

57 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 57 番の案件について認めると決定しました。

5 番委員 着席

議長 残りの案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

残りの案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは残り案件について認めると決定しました。

議長 日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹

議案 71 頁をご覧ください。

次回の定例会についてですが、4月24日（金）午後4時30分からでよろしいでしょうか。

議長

4月24日（金）でよろしいでしょうか。

委員

問題なし。

主幹

第34回定例会は、4月24日金曜日、午後4時30分からでよろしくお願
いします。

主な関係機関の日程については記載のとおりでございます。

2の「農地移動適正化あっせん経過報告について」です。

進捗状況について報告をお願いします。

議長

10番です。

4番委員

継続です。

議長

19番です。

1番委員

継続です。

議長

34番です。

5番委員

継続です。

主幹

（事務連絡）

議長

それでは、以上をもって第33回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。

令和2年3月26日